令和6 (2024) 年度

業務概要

栃木県栃木健康福祉センター

目 次

Ι	栶	ŧ	況	
	1		沿革	1
	2		 管内の状況	2
	_	(1)		2
		(2)		2
	3	(—)	組織	3
	4		*************************************	3
π	_	. ∡⊓		
Π	T	ıΉ	10(2024)年及争務争未執行力軒	
	1		基本的考え方	4
	2		事業の概要	4
Ш	수	和	15(2023)年度事務事業執行状況(実績)	
	//	4/1	数	
	《 1	心	務企画担当 》 保健衛生事業功労者表彰 ·	5
	2		床候用工事未切力有衣衫 原爆被爆者対策	5 5
	3		医事関係免許申請状況	5 6
	4		送春士免許等申請状況	7
	4		不慢工元而守中明认从	,
	((保	健衛生課 》	
	1			8
		(1)	精神障害者保健福祉手帳	8
		(2)	自立支援医療(精神通院)給付状況	8
		(3)	精神保健福祉相談指導事業	8
		(4)	家族集団指導状況(精神障害者家族会)	9
		(5)	精神保健衛生教育・専門教育	9
		(6)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業	
				9
		(7)		9
	2			10
		(1)		10
		(2)		10
		(3)		10
		(4)		10
		(5)		10
		(6)		10
		(7) (8)		11 11
	3	(8)		11 12
	3	(1)		12
		(2)		12
		(3)		12
		(4)		13
		(5)		13
		(6)	-/ · · · · · - · · · · · · · · · · · · ·	14
	4	,0,	,	17
	•	(1)		17
		(2)		17
	5	·/		17
	6			17

7		活衛生	
(1)		食品衛生	
	ア	管内市町別食品衛生法等許可業種別施設数	
	イ	食品衛生法等許可申請件数	
	ウ	食品衛生関係監視日数	
	工	食品衛生関係苦情の届出状況	
	オ	調理師・製菓衛生師試験願書受付数及び免許申請等の状況 -	
	力	住宅宿泊事業法に基づく届出	
(2)		生活衛生	
	ア	管内市町別生活衛生営業施設数	
	1	生活衛生営業施設の許可(確認)・廃止・承継承認件数 -	
	ウ	施設の監視件数	
	工	生活衛生関係施設監視日数	
	才	クリーニング師試験受験願書受付及び免許申請状況	
(3)		薬事	
	ア	薬局・医薬品販売業の施設数及び監視状況	
	1	毒物劇物販売業者等の施設数及び監視状況	
	ウ	薬局•医薬品販売業許可申請等受付状況	
	工	毒物・劇物関係登録申請等受付状況	
	オ	麻薬施用業務所等の施設数及び監視件数	
	力	麻薬関係申請等受付状況	
	丰	薬剤師免許関係申請受付状況	
(4)		温泉	
	ア	 温泉の状況	
	1	温泉の許可申請等処理状況	
(5)	•	その他	
(3)		衛生教育実施状況	

※ 各項目の基準日の記載のない図表の基準日は、令和6(2024)年3月31日現在

I 概 要

1 沿 革

平成26(2014)年 4月

昭和19(1944)年10月 逓信省簡易保険健康相談所から建物の借受その全てを引き継ぎ、栃木県立栃木保 健所として栃木市倭町322番地に開所 職員は所長1、医師1、X線技師1、事務長 1、保健婦3の計7名で管内は1市2町22村 昭和23(1948)年 4月 県議会において庁舎の新築承認 昭和23(1948)年 7月 新庁舎起工式 昭和23(1948)年10月 保健所法による保健所として発足 昭和23(1948)年12月 結核予防対策特別保健所に指定 昭和24(1949)年 2月 新庁舎落成 昭和24(1949)年10月 性病予防法により併設性病診療所に指定 昭和25(1950)年 2月 栃木保健所運営協議会設置 昭和25(1950)年 4月 栃木県栃木優生保護相談所付置 昭和26(1951)年 6月 A級保健所に昇格、診察室・事務室増設 昭和27(1952)年 2月 肢体不自由児療育指導相談所に指定 昭和30(1955)年 2月 町村合併により、中村・豊田村が小山保健所に移管 昭和30(1955)年 3月 化学細菌検査室を増設 昭和30(1955)年 4月 町村合併により、生井村が小山保健所に移管 昭和31(1956)年10月 町村合併により、寒川村が小山保健所に移管 昭和35(1960)年 4月 レントゲン室増築 昭和40(1965)年 2月 県南犬抑留所増築 昭和45(1970)年 8月 新庁舎を栃木市神田町5番20号に着工 昭和46(1971)年 3月 新庁舎竣工 昭和50(1975)年 4月 保健婦室が設置され3課1室となる 昭和51(1976)年 4月 試験検査課が設置され4課1室となる 昭和59(1984)年 1月 細菌検査室増築 昭和60(1985)年 3月 県南犬抑留所改築 昭和62(1987)年 4月 保健婦室が健康指導課に、試験検査課が検査薬事課に改称され、5課となる。 昭和62(1987)年 7月 県南犬抑留所を県南ドッグセンターと改称 平成元(1989)年 4月 環境保全担当が設置され5課1担当となる 平成6(1994)年 4月 狂犬病予防法(登録及び予防注射を除く)及び動物の保護・管理に関する法律に 基づく全ての業務が動物愛護指導センターに移管となる 県内8福祉事務所と県内10保健所の統合再編により栃木健康福祉センター(県南 平成9(1997)年 4月 保健所栃木支所)と改称。健康福祉推進担当と保健衛生課の1担当1課となる 平成11(1999)年 7月 下都賀庁舎(栃木市神田町6番6号)に移転 平成15(2003)年 4月 健康福祉推進担当が県南健康福祉センターに移行し、総務企画担当と保健衛生課 の1担当1課となる 平成22(2010)年 3月 市町合併により、下都賀郡大平町・藤岡町・都賀町が栃木市に編入 平成23(2011)年10月 市町合併により、上都賀郡西方町が栃木市に編入

市町合併により、下都賀郡岩舟町が栃木市に編入

2 管内の状況

栃木健康福祉センターは、栃木県の南部に位置し、所管区域は栃木市及び壬生町の1市1町からなっている。管内面積は392.56kmで、県土面積の6.1%を占めている。

管内人口は、190,318人(令和5(2023)年10月1日現在)で、県全体に占める割合は、10.04%である。 管内の人口密度(1㎡当たりの人口)は、484.8人で、県の295.7人を大きく上回っている。

また、管内の総人口に占める65歳以上人口の割合(令和5(2023)年10月1日現在)は32.2%で、県の30.3%を上回っており、高齢化が顕著となっている。

(1) 世帯数・人口等

(令和5(2023)年10月1日現在)

区分	面積	世帯数		人口	高齢化率	人口密度		
市町	(km^2)	(世帯)	総数	男	女	65歳以上		(人/km²)
栃木市	331.50	62,279	151,520	75,337	76,183	49,497	32.9%	457.1
壬生町	61.06	16,231	38,798	19,078	19,720	11,711	30.8%	635.4
管内	392.56	78,510	190,318	94,415	95,903	61,208	32.2%	484.8
栃木県	6,408.09	816,095	1,895,025	945,579	949,446	564,299	30.3%	295.7

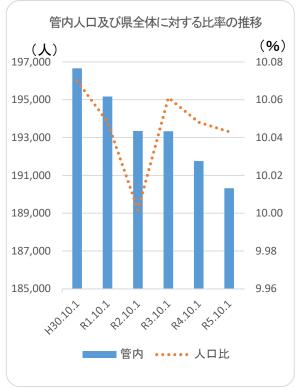
- ※ 人口、世帯数は栃木県毎月人口推計月報による。
- ※ 65歳以上の人口は年齢別人口調査(市町別年齢別人口)による。

(2) 人口の推移

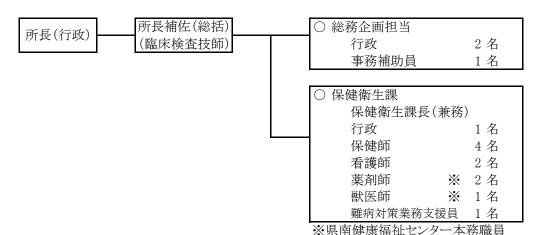
区分		人口(人)							
市町	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1	R5.10.1	備考		
栃木市	156,996	155,714	155,549	154,104	152,802	151,520			
壬生町	39,663	39,454	39,474	39,228	38,953	38,798			
管内	196,659	195,168	193,347	193,332	191,755	190,318			
栃木県	1,952,926	1,942,313	1,933,146	1,921,575	1,908,380	1,895,025			

※ 栃木県毎月人口推計月報による。





3 組織



4 業務内容

- 〇 総務企画担当
 - ① 保健、医療、福祉の総合調整及び情報提供に関すること
 - ② 財務会計、庶務事務に関すること
 - ③ 公衆衛生事業(功労者表彰等)に関すること
 - ④ 災害医療体制に関すること
 - ⑤ 健康危機管理に関すること
 - ⑥ 自立支援医療(精神通院)に関すること
 - ⑦ 精神障害者保健福祉手帳に関すること
 - ⑧ 各種免許事務に関すること
 - ⑨ 原子爆弾被爆者各種手当等に関すること

〇 保健衛生課

- ① 精神保健福祉対策に関すること (障害者援助活動、地域移行・地域定着支援、家族教室、自殺予防対策等)
- ② 小児慢性特定疾病対策に関すること (小児慢性特定疾病児童等総合支援、児童等家族支援、医療費助成等)
- ③ 難病対策に関すること (難病患者地域支援対策、在宅難病患者・家族の支援、医療費助成等)
- ④ 肝炎対策に関すること
- ⑤ 特定医療費等の償還払いに関すること
- ⑥ 母子保健福祉に関すること
- (7) 実習生の指導・調整に関すること

<生活衛生関係>

- ① 食品衛生に関すること(食品衛生法及び食品衛生条例、衛生教育、調理師等試験・免許等)
- ② 生活衛生に関すること (生活衛生関係法、クリーニング師試験・免許等)
- (生活衛生関係法、グリーニング師試験・免計等) ③ 薬事に関すること
 - (医機法、毒劇取締法、薬剤師法、麻向法、覚取法、大麻取締法、あへん法等)
- ④ 温泉法に関すること
- ⑤ 薬物乱用対策に関すること
- ⑥ 血液対策に関すること

Ⅱ 令和6(2024)年度事務事業執行方針

1 基本的考え方

人口の減少や少子高齢化の進行、超高齢社会の到来など、保健・医療・福祉を取り巻く環境は 大きく変化し、行政に対する県民ニーズはますます増大かつ多様化してきている。

このため、栃木健康福祉センターは、広域センターである県南健康福祉センターをはじめ、管内市町、関係機関及び団体との連携をさらに強化し、地域住民がきめ細かな保健・医療・福祉サービスを効果的に受けられるよう、センターの円滑な運営に努めながら、総合的かつ一体的な相談支援体制の整備に努める。

また、地域動向を見据えながら、保健福祉部の事務事業執行方針等に基づき、地域住民の様々な相談に迅速かつ的確に対応するなど、「保健・医療・福祉の連携で、健やかで安心な暮らしを実現」に向け、各種事業を計画的かつ効率的に執行する。

2 事業の概要

- (1) 障害者や家族など誰もが住み慣れた地域で、共に支え合いながら暮らし続けることができるよう、精神保健福祉対策を推進する。
 - ・ 障害者の地域生活を支える訪問指導及び相談業務の充実、市町及び関係機関との連携による精神障害者等への地域支援体制の構築
 - ・ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築支援の推進、若年者等の自殺予防対策の強化、精神保健福祉に関する知識、技術の普及促進
- (2) 難病患者や家族が安心して療養できる環境づくりのため、難病対策を推進する。
 - ・ 難病患者に応じた支援計画や災害時個別支援計画の策定や訪問指導の充実、市町及び関係機関との連携のもと家族等の負担軽減のための地域支援体制の構築
 - ・ パーキンソン病患者の療養生活の向上を目的とした家族会の自主運営への支援
- (3) 地域住民が安心して快適に生活できるよう、生活衛生対策を推進する。
 - ・ HACCPに沿った衛生管理による食品の安全性及び信頼性の確保の推進、関係機関との 連携による相談対応・監視指導の強化
 - ・ 理・美容業などの生活衛生及び薬事に関する相談対応・監視指導の強化

Ⅲ 令和5(2023)年度事務事業執行状況(実績)

≪ 総務企画担当 ≫

1 保健衛生事業功労者表彰

公衆衛生の発展のために献身的な活動を続け、功績が特に顕著である個人及び団体並びに施設に対して、栃木健康福祉センター所長による表彰を行った。

表彰区分	被表彰者数	備考
個人	36 人	
団体	- 団体	
施設	- 施設	

2 原爆被爆者対策

٠,	WY TOK IN TOK IN TO	3 7 7 7					
			期間	増減			
	既登録者数	新規 登録者数	転入 者数	転出 者数	死亡 者数	計	備考
	5					5	

3 医事関係免許申請状況

< 国家免許 > (単位:件)

< 国家免計	<i>></i>				(<u></u>
種別	根拠法令	申請区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健師	保健師助産師	新規	27	28	35
	看護師法	籍訂正・書換え交付	7	16	13
		再交付	1	1	1
		抹消			
助産師	1	新規	1	3	4
		籍訂正・書換え交付		3	
		再交付			
		抹消			
看護師	1	新規	95	94	105
		籍訂正・書換え交付	49	45	39
		再交付	7	4	4
		抹消			
医師	医師法	新規	5	3	18
		籍訂正・書換え交付	3	1	4
		再交付		1	1
		抹消		1	1
歯科医師	歯科医師法	新規	3	2	2
		籍訂正・書換え交付		1	
		再交付		1	
		抹消			
診療放射線技	診療放射線技	新規	2	3	10
師	師法	籍訂正・書換え交付		1	
		再交付			
		抹消			
臨床検査技師	臨床検査技師	新規		4	5
	等に関する法律	籍訂正・書換え交付	4	3	2
		再交付		1	
		抹消		1	
理学療法士	理学療法士及	新規	13	5	13
	び作業療法士	籍訂正・書換え交付	3	3	4
	法	再交付	1		
		抹消			
作業療法士	1	新規	3	5	8
		籍訂正・書換え交付	1	3	2
		再交付	1		
		抹消			
視能訓練士	視能訓練士法	新規	2	1	3
		籍訂正・書換え交付			2
		再交付			
		抹消			
	合	計	228	234	276
				_	

< 県免許 > (単位:件)

<u> </u>					(平位・圧)
種別	根拠法令	申請区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
准看護師	保健師助産師 看護師法	新規 籍訂正·書換え交付 再交付 抹消	25 8 4	29 8	23
准看護師 (他県分)		籍訂正·書換之交付 再交付 抹消	2		
	合	計	39	37	26

4 栄養士免許等申請状況 < 国家免許 >

(単位:件)

					(+ 12.11)
種別	根拠法令	申請区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理栄養士	栄養士法	新規	8	22	
		名簿訂正・書換え交付	3	5	2
		再交付			1
		抹消			
	合	計	11	27	3

< 県免許 > (単位:件)

<u> </u>					(十四:11)
種別	根拠法令	申請区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栄養士	栄養士法	新規	16	11	13
		名簿訂正・書換え交付	7	7	8
		再交付	2	4	1
		抹消			
	合	計	25	22	22

≪ 保健衛生課 ≫

1 精神保健福祉対策

(1) 精神障害者保健福祉手帳(精神保健福祉法第45条)

ア 手帳交付状況

精神疾患を有する者のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活又は社会生活に制限のある者に精神保健福祉手帳を交付した。(申請窓口は市町・有効期間は2年)

単位:件

申請区分	申請件数		交付件	+数		不承認	保留件数	備考	
中明色刀	中前什剱	1級	2級	3級	計	件 数	水田 叶剱	件数件数	THE TO
新規	261	41	136	79	256	3	2		
更新	723	137	437	142	716	6	1		

イ 手帳保持者数

単位:人

申請区分	栃木市	壬生町	計
1級	288	62	350
2級	860	215	1,075
3級	360	91	451
計	1,508	368	1,876

(2) 自立支援医療(精神通院)給付状況(障害者総合支援法第58条)

精神障害者の適正な医療及び保護を行うため、通院に関わる医療費の一部を助成した。 なお、自己負担割合1割で、所得に応じて負担上限月額がある。(申請窓口は市町・有効期間は1年)

単位:人

市町	栃木市	壬生町	計
人数	2,508	644	3,152

(3) 精神保健福祉相談指導事業(精神保健福祉法第47条)

ア 精神保健福祉相談

様々な精神的危機にある者やその家族、又それらを支援する市町職員等に対し、医師等による相談指導を実施した。

単位:回、件、人

		従事	者数(延へ	ξ)	
回数	相談件数	医師	臨床 心理士	保健師	備考
6	7	4	0	22	

イ 精神保健福祉受理会議

新規相談者を対象に、相談情報の共有と個々の援助方針について検討した。

単位:回、件、人

			十四・ロ・ロ・ハ
回数	受理件数	出席者数 (延)	備考
12	41	113	

ウ 見直し検討会議

援助方針を策定した対象者の見直しと支援内容の検討を行った。

単位:回、件、人

	回数	検討件数	出席者数	備考
ľ	1	84	7	

工 事例検討会

処遇困難な事例や多機関で支援している事例に対し、適切な支援を行うため保健、医療、福祉の関係機関と処遇の方針等について検討した。

単位:回、件、人

			1 3 11 17 1
回数	検討事例数	出席者数 (延)	備考
16	9	157	

(4) 家族集団指導状況(精神障害者家族会)

精神障害についての理解や対応の仕方、家族の役割などについて学習するとともに、家族同士の交流を目的に、家族会を開催した。

単位:回、人

回数	参加人数(延)	従事者数 (延)	備考
5	51	13	

(5) 精神保健衛生教育•専門教育

障害福祉サービス事業所等の職員の精神障害者への支援、対応能力の向上を図ることを目的に、研修会を 開催した。

内容:〈第一部〉

講話「アルコール健康障害からの回復に向けての支援」

講師 精神保健福祉センター教育相談支援課(相談支援第二) 主査 岡田 正彦氏 / 第二郊 \

1. 講話「断酒会の取り組みと体験談発表(本人・家族)」 講師 栃木県断酒ホトトギス会会員

2. 栃木県断酒ホトトギス会会員との交流会

日程: 令和5(2023)年11月14日(火) 場所: 栃木県下都賀庁舎2階 大会議室

参加者: 24名(管内の居宅介護事業所職員、相談支援事業所職員、市町保健師、看護師等)

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業

圏域管轄の市町における、精神障害者の地域包括ケアシステム構築を支援するため、県南健康福祉センターと共働しモデル事業の実施、ピアサポーターの活用を行った。

区分	回数	参加人数(延)	開催場所
圏域連絡会	3	75	小山富士見台病院やオンライン会議ツールを用いた参加
ピアサポーターの活用	1	17	下都賀庁舎2階 大会議室

[※] 当センター参加分のみ計上

(7) 自殺予防対策事業

自殺予防対策を強化するため、栃木市等と協力して啓発活動を実施した。

CATION CONTRACTOR ACTION ACTIO		
日程	内容	
令和5(2023)年7月	自殺予防啓発活動	
	内 容:自殺対策に係る相談窓口一覧の周知	
	備 考:県南健康福祉センターと共催	
令和5(2023)年	自殺予防週間における普及啓発活動	
9月10日(日)	内 容:自殺予防相談先一覧等配置及びポスター掲示	
~9月16日(土)	場 所:ハローワーク栃木、栃木健康福祉センター、壬生町役場	
	配布数:1,200 一般県民	
令和6(2024)年	自殺対策強化月間啓発活動	
3月5日(火)	内 容:自殺予防対策強化月間啓発キャンペーン	
	場 所:スーパーとりせん栃木店	
	配布数:450 一般県民	
	備 考:栃木市と共催	

2 小児慢性特定疾病対策

小児慢性疾病児童等の健全育成の観点から、医療費の負担軽減を図ることを目的として、小児慢性特定疾病に罹患する児童等に対し、医療費を助成した。なお、本県では全額公費負担となっている。

(1) 小児慢性特定疾病医療給付状況(年間申請件数)

単位:件

区分	申請件数	承認件数	不承認件数	審査中件数	備考
新規	21	20	1		県外転入を含む
更新	178	165	5	8	

(2) 小児慢性特定疾病市町別受給状況

単位:人

市町	栃木市	壬生町	計
人数	156	40	196

(3) 小児慢性特定疾病疾患群別受給者数

単位・人

	平世.八
疾患群名	承認者数
1 悪性新生物群	28
2 慢性腎疾患群	11
3 慢性呼吸器疾患群	12
4 慢性心疾患群	24
5 内分泌疾患群	26
6 膠原病疾患群	8
7 糖尿病疾患群	14
8 先天性代謝異常疾患群	2
9 血液疾患群	7
10 免疫疾患群	2
11 神経・筋疾患群	28
12 慢性消化器疾患群	20
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	9
14 皮膚疾患群	
15 骨系統疾患群	3
16 脈管系疾患群	2
合 計	196

(4) 受理会議

小児慢性特定疾病医療受給新規申請者について、把握した情報に基づき、個別の援助方針を検討した。

単位:回、件

	1 12 1 11
回数	事例数
9	38

(5) 見直し検討会議

受理会議等で支援計画を策定した対象者について、それまでの支援状況及び現在の状況を踏まえて、支援の評価と今後の支援方針を検討した。

単位:回、件

回数	事例数
1	21

(6) 医療生活相談会

長期療養児の現状を把握するとともに、疾患に対する正しい知識や療養生活上の助言等を行うため、個別に相談会を実施した。

単位:人

		1 1 1 2 1 7 1
対象	期間	参加者数
更新申請者 (小児慢性特定疾病医療費受給者証更新申請時)	1月~3月	155

(7) 事例検討会

患者・家族への適切な支援を行うため、必要に応じて地域の保健、医療、福祉、教育の関係機関と、処遇の 方針・在宅ケアのあり方等について検討した。

単位:回、件、人

回数	事例数(延)	出席者数(延)	主な疾患
5	5	52	神経・筋疾患、慢性呼吸器疾患等

(8) 小児慢性特定疾病児童等家族支援事業

ア 小児慢性特定疾病児童等一時入院支援事業

在宅において人工呼吸器を装着した小慢児童等の介護を行う者の疾病等のため、1回当たり7日以内 (年間28日間)神経難病医療ネットワーク推進事業の拠点病院等に一時入院できるように支援した。(平成 29年4月1日より、対象が気管切開を行っている小慢児童にも拡大されている)

単位:人

		1 12.7 4
利用者証交付人数		主な疾患
	6	神経・筋疾患

イ 小児慢性特定疾病児童等介助人派遣事業

在宅において人工呼吸器装着、又は気管切開を行っている小慢児童等の介護を行う者の休養のため、1月当たり16時間を限度とし、介助人(家政婦)による介護サービス等を利用するための費用を助成した。

単位:人

利用者証交付人数		主な疾患
	2	慢性呼吸器疾患

ウ 小児慢性特定疾病児童等訪問看護事業

人工呼吸器を装着して小児慢性特定疾病患者を対象として安定した療養生活の確保、QOLの向上を図ることを目的とし、診療報酬を超える回数の訪問看護に対して、年間100回を限度に助成。

単位:人

	1 1 7 1	
参加人数	主な疾患	
1	慢性心疾患	

3 特定疾患対策

平成27年1月の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、原因が不明であって治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、客観的な診断技術が確立し、難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ない疾患に対して、原因の究明、治療方法の開発を推進し、医療の確立、普及を図るとともに、医療費の負担軽減を目的として、県内に住所を有する者を対象に医療費の一部を助成した。

(1) 特定医療費(指定難病)給付状況

単位: 件

区分	申請件数	承認件数	不承認件数	審査中件数	取下げ件数	備考
新規	235	199	19	17		
更新	1,754	1,710	44	0		

(2) 特定医療費(指定難病)市町別受給状況

単位:人

			一一」立・ノく
市町	栃木市	壬生町	計
人数	1,400	360	1,760

^{※ (6)}指定難病名別市町別受給者数の総数と本表の総数は、同一人が複数疾患での受給者に承認されている等により必ずしも一致しないことがある。

(3) 難病患者地域支援対策推進事業

① 在宅療養支援計画策定評価事業

支援を必要とする患者・家族に対し、きめ細かな支援を行うため、個別の在宅療養支援計画を作成し、 各種サービスの適切な提供を行うとともに、適宜評価を行い、その改善を図った。

ア 受理会議

患者・家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みや問題、福祉制度の利用状況等、事業等で把握した情報に基づいて、個別の支援方針を検討した。

単位:回、件

回数	事例数
12	54

イ 見直し検討会議

受理会議等で支援計画を策定した対象者について、支援の評価と今後の支援方針を検討した。

単位:回、件

回数	事例数	
1	81	

ウ 事例検討会

患者・家族への適切な支援を行うため、必要に応じて地域の保健、医療、福祉等の関係機関と処遇 の方針・在宅ケアのあり方等について検討した。

単位:回、人

				十四・四、八
ſ	回数	事例数(延)	出席者数(延)	主な疾患
ſ	8	8	57	筋萎縮性側索硬化症他

② 個別相談事業

相談支援等を必要とする患者・家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、保健師や専門 職種による個別の相談、指導、助言等を行った。

ア 訪問指導

療養上及び生活上の助言指導、社会資源の活用等の相談を行った。なお、訪問指導対象者は次の疾患とする。

a 多発性硬化症 b 重症筋無力症 c 筋萎縮性側索硬化症 d 脊髄小脳変性症

e 悪性関節リウマチ f パーキンソン関連疾患 g 後縦靱帯骨化症 h ハンチントン病

i 多系統萎縮症 i 広範脊柱管狭窄症 k 脊髄性筋萎縮症

1 球脊髄性筋萎縮症 m 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 o その他

イ 電話・面接相談

③ 医療生活相談会

患者・家族の療養上の不安解消を図るため、指定難病の更新に併せて医療相談会を実施した。

日程	対象	会場	来所者数
令和5(2023)年 7月28日、8月28日	全疾患の更新対象者	壬生町役場大会議室	120名
令和5(2023)年 8月1日~8月10日	主沃思の史利利家有	下都賀庁舎大会議室	430名

④ パーキンソン病患者・家族会

患者・家族の持つ日常生活の問題点を明らかにしながら、患者・家族同士の情報交換や交流を通して、療養生活の質を高めることを目的に家族会を実施した。

単位:回、人

			一里:自(八
I 米/-	少 十 n l 米 k	沙事本粉	由宏
回数	参加人数	() () () () () () () () () () () () () (
	2 / .//*		
6	77	18	情報交換会、相談会等

⑤ 地域支援体制の推進

難病患者支援に関わる関係機関との相互連携を強化するため、地域連携会議を開催した。

日程	議題	参加機関
令和5(2023)年 6月28日	・在宅人工呼吸器等、難病患者の災害支援に係る情報共有について ・「個別避難計画」の策定に係る取り組みと課題について ・在宅人工呼吸器装着者等、難病患者の「災害時個別支援計画」及び「個別避難計画」の策定について	栃木市関係各課 壬生町関係各課 県健康増進課 県南健康福祉センター 栃木健康福祉センター

(4) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅人工呼吸器使用患者を対象に、在宅において適切な医療が確保できるよう、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護に対し、費用を助成した。

(年間260回の範囲内) 単位:人

参加人数	主な疾患
2	ALS

(5) 在宅難病患者・家族支援事業

ア 一時入院支援事業

在宅において人工呼吸器を装着し、又は気管切開を行っている難病患者の介護を行う者の疾病等のため、1回当たり7日以内(年間28日、気管切開のみの者は14日)難病ネットワークの拠点病院等に一時入院できるように支援した。

単位:人

	, , ,
利用者証交付人数	主な疾患
11	ALS・筋ジストロフィー

イ 介助人派遣事業

在宅において人工呼吸器装着、又は気管切開を行っている難病患者の介護を行う者の休養等のため、1月当たり16時間を限度とし、介助人(家政婦)による介護サービス等を利用するための費用を助成した。

単位:人

_		
	利用者証交付人数	主な疾患
ſ	9	ALS・筋ジストロフィー

(6) 指定難病名別市町別受給者数

(6) 指定難病名別市町別受給者数 単位							
	番号	病 名	栃木市	壬生町	合計	備考	
Γ	1	球脊髄性筋萎縮症	4	0	4		
Γ	2	筋萎縮性側索硬化症	15	4	19		
ľ	3	脊髄性筋萎縮症	1	0	1		
ľ		進行性核上性麻痺	10	3	13		
r		パーキンソン病	172	39	211		
r		大脳皮質基底核変性症	5	0	5		
r		ハンチントン病	3	0	3		
r		重症筋無力症	41	8	49		
ŀ		多発性硬化症/視神経脊髄炎	21	5	26		
ŀ		慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	1	0	1		
ŀ		封入体筋炎	1	0	1		
H		多系統萎縮症	19	4	23		
ŀ		予	35	7	42		
ŀ		月 脚小M友 圧症(多示机・安相症を除く。) ライソゾーム病	3	0	3		
ŀ							
ŀ		副腎白質ジストロフィー	1	0	1		
ŀ		ミトコンドリア病	3	1	4		
ŀ		もやもや病	16	4	20		
ŀ		亜急性硬化性全脳炎	0	1	1		
L		全身性アミロイドーシス	5	2	7		
L		神経線維腫症	6	1	7		
L		天疱瘡	4	0	4		
L		膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	2		
	40	高安動脈炎	9	2	11		
	41	巨細胞性動脈炎	3	4	7		
	42	結節性多発動脈炎	0	1	1		
Γ	43	顕微鏡的多発血管炎	18	6	24		
Γ	44	多発血管炎性肉芽腫症	5	4	9		
Г	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	8	1	9		
r	46	悪性関節リウマチ	3	0	3		
r	47	バージャー病	2	1	3		
t		原発性抗リン脂質抗体症候群	4	1	5		
r		全身性エリテマトーデス	81	20	101		
t		皮膚筋炎/多発性筋炎	42	6	48		
t		全身性強皮症	29	13	42		
ŀ		混合性結合組織病	18	3	21		
ŀ		シェーグレン症候群	23	15	38		
ŀ		成人スチル病	3	0	30		
ŀ		成スヘテルを ベーチェット病	23	6	29		
ŀ		特発性拡張型心筋症	25	8	33		
ŀ		肥大型心筋症	4	3	7		
ŀ		尼入至心肋症 拘束型心筋症	0	<u> </u>	1		
ŀ		拘束空心肋症 再生不良性貧血	12	1	13		
H		丹生不良性負血 自己免疫性溶血性貧血					
ŀ			1	0	1		
ŀ		発作性夜間へモグロビン尿症	0	1	1		
ŀ		特発性血小板減少性紫斑病	15	7	22		
ŀ		原発性免疫不全症候群	4	0	4		
ŀ		IgA腎症	9	3	12		
L		多発性嚢胞腎	17	4	21		
L		黄色靱帯骨化症	4	1	5		
L		後縦靱帯骨化症	29	2	31		
L		広範脊柱管狭窄症	3	2	5		
L		特発性大腿骨頭壊死症	35	2	37		
L		下垂体性ADH分泌異常症	8	1	9		
L		下垂体性TSH分泌亢進症	1	0	1		
L	74	下垂体性PRL分泌亢進症	1	1	2		

番号		栃木市	壬生町	合計	備考
	クッシング病	2	0	2	
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	6	11	
	下垂体前葉機能低下症	30	10	40	
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	2	0	2	
	アジソン病	2	0	2	
	サルコイドーシス	24	12	36	
	特発性間質性肺炎	42	13	55	
	肺動脈性肺高血圧症	16	2	18	
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	2	6	
	網膜色素変性症	45	9	54	
	バッド・キアリ症候群	1	0	1	
-	原発性胆汁性胆管炎	14	3	17	
	原発性硬化性胆管炎	1	0	1	
-	自己免疫性肝炎	5	5	10	
	クローン病	79	13	92	
	潰瘍性大腸炎	213	52	265	
	好酸球性消化管疾患	2	0	2	
	若年性特発性関節炎	2	0	2	
-	筋ジストロフィー	9	7	16	
	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	1	0	1	
	脊髓空洞症	1	0	1	
	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	1	0	1	
	前頭側頭葉変性症	2	1	3	
	先天性無痛無汗症	1	0	1	
-	神経細胞移動異常症	1	0	1	
	レノックス・ガストー症候群	2	0	2	
	レット症候群	1	0	1	
	結節性硬化症	1	0	1	
	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	7	2	9	
-	特発性後天性全身性無汗症	0	1	1	
	マルファン症候群	2	1	3	
	ウィルソン病	0	1	1	
	無脾症候群	1	0	1	
	アンジェルマン症候群	1	0	1	
	三尖弁閉鎖症	1	0	1	
	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	1	0	1	
	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	0	1	1	
	ファロー四徴症	0	1	1	
	エプスタイン病	1	0	1	
	アルポート症候群	2	0	2	
	急速進行性糸球体腎炎	1	0	1	
	抗糸球体基底膜腎炎	0	1	1	
	一次性ネフローゼ症候群	17	2	19	
	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1	0	1	
	紫斑病性腎炎	2	0	2	
	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3	0	3	
	オスラー病	1	0	1	
	閉塞性細気管支炎	1	0	1	
	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	1	0	1	
	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	1	0	1	
	フェニルケトン尿症	1	0	1	
	強直性脊椎炎	5	1	6	
	リンパ管腫症/ゴーハム病	0	1	1	
	後天性赤芽球癆	1	0	1	
	エプスタイン症候群	0	2	2	
	総排泄腔外反症	1	0	1	
494	MODITIE/Iエノト/X JIE	1	U	1	

番号	病 名	栃木市	壬生町	合計	備考
296	胆道閉鎖症	2	2	4	
299	囊胞性線維症	1	0	1	
300	IgG4関連疾患	6	3	9	
303	アッシャー症候群	0	1	1	
306	好酸球性副鼻腔炎	45	14	59	
329	無虹彩症	1	0	1	
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	1	0	1	
331	特発性多中心性キャッスルマン病	3	0	3	
	合計	1,426	369	1,795	

^{※1~110}は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から医療費助成を開始

^{※(2)}特定医療費(指定難病)市町別受給状況の総数と本表の総数は、同一人が複数疾患での 受給者に承認されている等により必ずしも一致しないことがある。

4 肝炎対策

(1) 肝炎治療費助成事業

B型及びC型ウイルス性肝炎患者が行うインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に要する医療費の一部を助成した。なお、所得に応じた負担上限月額がある。

肝炎治療受給者の申請状況

単位:件

1 2 4 1						
区分	申請件数	承認件数	不承認件数	審査中件数	備考	
インターフェロンフリー治療	14	13	1			
核酸アナログ製剤治療	93	93				
計	107	106	1			

(2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型肝炎ウイルス及びC型肝炎ウイルスによる肝がん及び重度肝硬変患者が受ける対象入院医療に要する医療費の一部を助成する。なお、所得区分により申請制限があり負担上限月額は定額である。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者の申請状況

単位:件

川 7 7 至 区 川 跃 及 旧 凉 明	十四・川				
区分	申請件数	承認件数	不承認件数	審査中件数	備考
肝がん参加者					
重度肝硬変参加者	1	1			
計	1	1			

5 訪問・相談実施状況

保健師による訪問・面接相談・電話相談の実施状況

単位:件

	神代のもが同 国政市队 电印印版 少人地 代記 コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
区分	精神保健	難病	小児慢性特定疾患	その他	計				
訪問	62	101	10		173				
面接相談	72	172	35		279				
電話相談	721	541	93		1,355				

6 学生指導

単位:校、回、日、人

区分	学校数	回数	実日数	実人数	延べ人数
保健師課程	2	6	18	18	54

7 生活衛生

安全で快適な生活環境をつくるため、各種施設の衛生水準の向上を図っている。

(1) 食品衛生

食品衛生関係法令に基づいて、営業許可申請等の事前指導・受付並びに許可施設の監視指導を実施した。また、食品に関する各種相談や苦情に対する指導助言、営業者・消費者に対する食品衛生に関する啓発・普及を行った。

ア管内市町別食品衛生法等許可業種別施設数

(ア)旧法

単位:施設

			т	単位:施設
		栃木市	壬生町	管内計
	一般食堂・レストラン	513	116	629
	放良量・レストラン 仕出し弁当 旅館 スの他	81	17	98
	業店旅館	10	1	11
	その他	83	15	98
	喫茶店営業	84	25	109
	菓子製造業	117	24	141
	あん類製造業	2		2
	アイスクリーム類製造業	9	2	11
	乳処理業	1		1
	特別牛乳さく取処理業			
	乳製品製造業	2		2
合	集乳業			
食品	食肉処理業	8		8
衛	食肉販売業	57	12	69
牛	食肉製品製造業	3		3
生法	魚介類販売業	56	13	69
許	魚介類せり売業			
可	魚肉ねり製品製造業			
業	食品の冷凍・冷蔵業	3		3
種	食品の放射線照射業			
旧	清涼飲料水製造業	5		5
法	乳酸菌飲料製造業	1		1
	氷雪製造業			
	食用油脂製造業	2		2
	マーカブリン又はショートニング製造業			
	みそ製造業	8		8
	しょうゆ製造業			
	ソース類製造業	4		4
	酒類製造業	4		4
	豆腐製造業	4		4
	納豆製造業			
	めん類製造業	21	1	22
	そうざい製造業	23	4	27
	かん詰又はびん詰食品製造業	7		7
	添加物製造業	4		4
	合 計	1,112	230	1,342

(イ)新法

単位:施設

				単位:施設
		栃木市	壬生町	管内計
	飲食店営業	611	129	740
	調理機能を有する自動販売機営業	3		3
	食肉販売業	19	4	23
	魚介類販売業	19	3	22
	魚介類競り売り営業			
	集乳業			
	乳処理業	1		1
	特別牛乳搾取処理業			
	食肉処理業	3		3
	食品の放射線照射業			
食	菓子製造業	78	11	89
品	アイスクリーム類製造業	2	2	4
衛	乳製品製造業	1		1
生	清涼飲料水製造業	2		2
法	食肉製品製造業	1		1
許可	水産製品製造業			
可業	氷雪製造業			
種	液卵製造業	1		1
	食用油脂製造業			
新	みそ又はしょうゆ製造業	2	1	3
法	酒類製造業	3		3
$\overline{}$	豆腐製造業	4	1	5
	納豆製造業			
	麺類製造業	7	2	9
	そうざい製造業	46	19	65
	複合型そうざい製造業			
	冷凍食品製造業	2		2
	複合型冷凍食品製造業			
	漬物製造業	9	2	11
	密封包装食品製造業	3	1	4
	食品の小分け業		2	2
	添加物製造業	1		1
		818	177	995

イ 食品衛生法等許可申請件数(食品衛生法第55条第1項) (ア)旧法

単位:施設、件

			_		单位:施設、件
		施設数	申請件数(※ ※)	廃業数(※)	監視件数
	一般食堂・レストラン	629		173	54
	一般食堂・レストラン 営食 仕出し弁当	98		38	25
		11		4	2
	¹² その他	98		50	13
	喫茶店営業	109		24	6
	菓子製造業	141		33	13
	あん類製造業	2		1	
	アイスクリーム類製造業	11		8	7
	乳処理業	1			2
	特別牛乳さく取処理業				
	乳製品製造業	2			2
	集乳業				
食品	食肉処理業	8			2
命	食肉販売業	69		44	16
衛生法	食肉製品製造業	3			2
法	魚介類販売業	69		41	12
許	魚介類せり売業				
可	魚肉ねり製品製造業				
業種	食品の冷凍・冷蔵業	3		2	3
植	食品の放射線照射業				
旧	清涼飲料水製造業	5		3	6
法	乳酸菌飲料製造業	1			
14	氷雪製造業				
	食用油脂製造業	2			
	マーカ゛リン又はショートニンク゛製造業				
	みそ製造業	8		1	
	しょうゆ製造業			1	1
	ソース類製造業	4		1	4
	酒類製造業	4		1	4
	豆腐製造業	4		4	1
	納豆製造業				
	めん類製造業	22			5
	そうざい製造業	27		8	10
	かん詰又はびん詰食品製造業	7		4	4
	添加物製造業	4		2	3
	合 計	1,342		443	197

※新法への移行、新法業種変更による廃業を含む ※※法改正により申請はすべて新法へ移行 (イ)新法

単位:施設、件

		施設数	申請件数 (※)	廃業数	監視件数
	飲食店営業	740	232	29	298
	調理機能を有する自動販売機営業	3	1		1
	食肉販売業	23	6	2	14
	魚介類販売業	22	5	1	15
	魚介類競り売り営業				
	集乳業				
	乳処理業	1			6
	特別牛乳搾取処理業				
	食肉処理業	3	1		1
	食品の放射線照射業				
食	菓子製造業	89	19	2	43
品	アイスクリーム類製造業	4	3		4
衛	乳製品製造業	1			6
生法	清涼飲料水製造業	2			
法	食肉製品製造業	1			
許可	水産製品製造業				
可業	氷雪製造業				
種	液卵製造業	1			1
	食用油脂製造業				
新	みそ又はしょうゆ製造業	3		1	1
法	酒類製造業	3	1		2
$\overline{}$	豆腐製造業	5			5
	納豆製造業		4		
	麺類製造業	9	1	1	1
	そうざい製造業	65	21	1	27
	複合型そうざい製造業				
	冷凍食品製造業	2	1	1	5
	複合型冷凍食品製造業				
	漬物製造業	11	3		8
	密封包装食品製造業	4	1		3
	食品の小分け業	2	1		1
	添加物製造業	1	1		2
	合 計	995	301	38	444

※法改正により申請はすべて新規

ウ 食品衛生関係監視日数(食品衛生法第22条、第28条、第30条)

単位:日

区分	監視日数	備考
食品検査	136	新規検査、苦情調査、等
食品衛生専門監視指導班	1	
合計	137	

エ 食品衛生関係苦情の届出状況(食品衛生法第6条)

単位:件

	区分	件数
	腐敗・変敗に関すること	10
	異物混入に関すること	8
不良食品に関すること	表示に関すること	10
	有症苦情	5
	その他	5
施設に関すること	施設の衛生状態に関すること	4
他政に関すること	そ族昆虫に関すること	
施設からの排水に関すること	•	
その他		
	合計	42

オ 調理師・製菓衛生師試験願書受付数及び免許申請等の状況(調理師法第3条、製菓衛生師法第3条)

単位:件

		1 1-4-11
区分	令和5年度	令和4年度
調理師試験願書	44	34
調理師免許申請	47	46
調理師免許証書換え交付申請	9	5
調理師免許証再交付申請	7	14
製菓衛生師試験願書	20	10
製菓衛生師免許申請	8	7
製菓衛生師免許証書換え交付申請	1	1
製菓衛生師免許再交付申請	2	
計	138	117

カ 住宅宿泊事業法に基づく届出

平成30年6月15日に施行された住宅宿泊事業法に基づく届出は、以下のとおり。

届出は、原則として観光庁所管システム「民泊制度ポータルサイト」により所定の手続きを行うが当該システムが利用できない等の場合、栃木県において書類による届出を受付ける。

単位:件

類型区分	令和5年度	備考
家主居住型 ※1		
家主不在型 ※2	2	
計	2	

注)※1:届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が居住し不在とならないものをいう。 (ただし、日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在は除く。) ※2:家主居住型以外のものをいう。

(2) 生活衛生

日常生活に密接している興行場、公衆浴場、旅館業、理容所、美容所、クリーニング所等いわゆる生活衛生営業施設について、届出・許認可等の事前指導、受付、監視指導等を県南健康福祉センター(県南保健所)と連携して実施した。

また、クリーニング師試験並びに免許等の申請を受け付けている。

ア管内市町別生活衛生営業施設数

(興行場法第2条、公衆浴場法第2条、旅館業法第3条、理容師法第11条、美容師法第11条及びクリーニング業法第5条に基づく施設数)

単位:施設

					单位: 施設
/ 業	市町名	栃木市	壬生町	令和5年度	令和4年度
興	行場	4	1	5	5
公	衆浴場	42	3	45	45
旅	館業	31	6	37	36
理	容所	176	37	213	216
美 ²	容所	319	76	395	391
ク	一般	30	9	39	40
リーー	取次所	37	8	45	49
ーング	計	67	17	84	89
所	無店舗 取次店	8		8	8
	合計	639	140	779	782

イ 生活衛生営業施設の許可(確認)・廃止・承継承認件数

(興行場法第2条及び興行場法施行細則第4条、公衆浴場法第2条及び公衆浴場法施行規則第4条、旅館業法第3条及び旅館業法施行規則第4条、理容師法第11条、美容師法第11条・12条並びにクリーニング業法第5条に基づく受付数)

単位:件

)II. 65	市町名	栃木市	壬生町	令和5年度	令和4年度
業種		10000	,	17119 1 12	1111212
	新規申請				
興行場	廃 止				
	承 継				
	新規申請	1		1	
公衆浴場	廃 止	1		1	
	承 継				
	新規申請	1		1	1
旅館業	廃 止				2
	承 継				
	新規申請	1		1	
理容所	廃 止	4		4	2
	承 継	4		4	1
	新規申請	14	1	15	10
美容所	廃 止	11		11	7
	承 継	1		1	
クリーニング	新規申請	1		1	1
が	廃 止	4	2	6	12
171	承 継				
合	計	43	3	46	36

ウ 施設の監視件数

(興行場法第5条、公衆浴場法第6条、旅館業法第7条、理容師法第13条、美容師法第14条及びクリーニング業法第10条に基づく立入件数)

単位:件

-		i		1 1-2-11
市町名 業種	栃木市	壬生町	令和5年度	令和4年度
興行場				
公衆浴場	6		6	6
旅館業	10		10	2
理容所	30	14	44	17
美容所	66	11	77	46
クリーニング所	8	2	10	13
合計	120	27	147	84

工 生活衛生関係施設監視日数

単位:日

区分	監視日数		
四	令和5年度	令和4年度	
興行場			
公衆浴場	6	4	
旅館業	6	1	
理容所	13	5	
美容所	25	5	
クリーニング所	8	2	
合計	58	17	

オ クリーニング師試験受験願書受付及び免許申請状況(クリーニング業法第6,7条)

単位:件

	1 124 • 1 1
令和5年度	令和4年度
	令和5年度

※該当なし

(3) 薬事

薬局・医薬品販売業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者及び麻薬取扱者等に係る各種申請の事前指導・受付及び許可施設等の監視指導を行った。

ア 薬局・医薬品販売業の施設数及び監視状況(医薬品医療機器等法第69条)

単位:施設、件

市町名	施設数			施設数 監視件数		
業態	栃木市	壬生町	令 5年度	令 和 4年度	令 5年度	令 和 4年度
薬局	93	21	114	115	59	29
店舗販売業	31	8	39	37	6	10
卸売販売業	11	2	13	14	4	1
配置販売業	2	1	3	4		
特例販売業						
薬局製造販売医薬品製造業	5	1	6	7	5	
薬局製造販売医薬品製造販売業	5	1	6	7	5	
高度管理医療機器販売(貸与)業	82	18	100	96	30	39
管理医療機器販売(貸与)業	525	99	624	622	30	36
再生医療等製品販売業	1	1	2	2		1
計	755	152	907	904	139	116

イ 毒物劇物販売業者等の施設数及び監視状況(毒物及び劇物取締法第17条)

単位:施設、件

中世							
	市町名	施設数			監視件数		
業態		栃木市	壬生町	令 5年度	令 和 4年度	令 5年度	令 和 4年度
	一般	30	7	37	41	17	7
販売業	農業用品目	23	9	32	35	7	12
	特定品目	2		2	2	1	
	めっき業	3		3	3	3	1
業務上取扱者	金属熱処理業						
	運送業						
Ē	计	58	16	74	81	28	20

ウ 薬局・医薬品販売業許可申請等受付状況

(医薬品医療機器等法第4条、第24条、第33条、第39条、第40条の5)

単位· 件

	単位:件
申請内容	受付件数
薬局開設許可申請	14
薬局開設許可更新申請	22
店舗販売業許可申請	3
店舗販売業許可更新申請	3
卸売販売業許可申請	
卸売販売業許可更新申請	7
配置販売業許可申請	
配置販売業許可更新申請	2
薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請	5
薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請	5
配置従事者身分証明書交付申請	8
配置従事者身分証明書書換え交付申請	
配置従事者身分証明書再交付申請	
販売従事登録申請	20
販売従事登録証書換え交付申請	
販売従事登録証再交付申請	
高度管理医療機器販売(貸与)業許可申請	9
高度管理医療機器販売(貸与)業許可更新申請	11
再生医療等製品販売業許可申請	
再生医療等製品販売業許可更新申請	
管理医療機器販売業届出済証交付申請	1
地域連携薬局認定申請	3
地域連携薬局認定更新申請	9
専門医療機関連携薬局認定申請	
専門医療機関連携薬局認定更新申請	1
許可証書換え交付申請	
許可証再交付申請	
計	123

工 毒物・劇物関係登録申請等受付状況

(毒物及び劇物取締法第4条第3項、第4項、第8条第1項第3号)

単位:件

	+ ±. 1
申請内容	受付件数
毒物劇物販売業登録申請	3
毒物劇物販売業登録更新申請	15
毒物劇物取扱者試験受験願書	9
毒物劇物取扱者試験合格証明書交付申請	1
≒	28

オ 麻薬施用業務所等の施設数及び監視件数(麻薬及び向精神薬取締法第50条の38、大麻取締法 第21条、覚醒剤取締法第32条の1及び2)

単位:施設、件

	市町名		施記				件数
業態		栃木市	壬生町	令 5年度	令 和 4年度	令 5年度	令 和 4年度
	小売業	79	15	94	93	63	44
	卸売業	1		1	1		1
麻薬	病院、診療所	60	17	77	77	4	4
	飼育動物診療施設	5	1	6	8	1	
	研究者		6	6	6		
大麻	栽培者						
覚醒剤	研究者		1	1	1		
	取扱者		1	1	1		
覚醒剤原料	指定不要(薬局·病院·診療所	298	74	372	380	59	42
向精神薬	薬局・卸売・病院・診療所 (みなし)	309	76	385	393	60	51
	試験研究施設	1	1	2	2		
特定麻薬向料	青神薬原料卸小売業	2	1	3	3		
	計	755	193	948	965	187	142

カ 麻薬関係申請等受付状況

(麻薬及び向精神薬取締法第3条、覚醒剤取締法第3条、第4条)

単位:件

申請内容	受付件数
麻薬施用者免許申請	299
麻薬管理者免許申請	4
麻薬小売業者免許申請	32
麻薬卸売業者免許申請	
麻薬研究者免許申請	
覚醒剤研究者指定申請	
覚醒剤原料取扱者指定申請	1
計	336

キ 薬剤師免許関係申請受付状況

(薬剤師法第2条、薬剤師法施行令第3条、第5条、第6条)

単位:件

_	7-12-11
申請内容	受付件数
薬剤師免許申請	17
薬剤師名簿訂正申請	8
薬剤師免許証書換え交付申請	7
薬剤師免許証書再交付申請	
計	32

(4) 温泉

温泉法に基づく温泉掘削等許可申請、温泉利用許可申請等の事前指導・受付及び源泉・許可施設等の監視を実施した。

ア 温泉の状況(温泉法第31条)

単位:件

市町名項目	栃木市	壬生町	監視件数
源泉数	4		4
温泉利用許可件数	5		5

イ 温泉の許可申請等処理状況(温泉法第11条、第14条、第15条)

単位:件

					+14.11
業態	市町名	栃木市	壬生町	令 5年度	令 4年度
温泉動力装置許可	申請				
価水助刀表直計門	許可				
温泉採取許可	申請				
	許 可				
可燃性天然ガス濃度確認	申請				
申請	許 可				
温泉利用許可	申請				
<u> </u>	許 可				
計	申請				
μΙ	許 可				

※該当なし

(5) その他

衛生教育実施状況

単位:回、人

			平压:四、八
区分	回数	参加者数	備考
食品衛生関係	15	666	
生活衛生関係	2	40	
計	17	706	